

ゴミの野焼きは禁止されています!!



廃棄物を「野焼き（野外焼却）」することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部の例外（※）を除いて禁止されています（なお、廃棄物以外であっても「茨城県生活環境の保全等に関する条例」により、ゴム、硫黄、タールピッチ、皮革、合成樹脂・合成繊維、廃油の焼却は禁止されており、これら以外の物でも、燃烧に伴ってばい煙や悪臭を発生するものについては、屋外での多量燃烧行為が禁止されています）。

「野焼き」は、周囲にお住まいの方々に「悪臭がする」「洗濯物が汚れる」などの被害を及ぼすこともあるほか、ダイオキシン類の発生源となって、環境汚染の原因にもなります。

さらに、火災につながる危険もありますので、「野焼き」は絶対にやめましょう。

「野焼き」は犯罪です！！

廃棄物の処理基準に従わない焼却（簡易焼却炉・ドラム缶などでの焼却）、いわゆる「野焼き」などの野外等での不法な廃棄物の焼却については直接罰を伴う規定があり、違反した場合は、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられることがあります。

（※）廃棄物の野焼きの例外は、政令（廃棄物処理法施行令）により、次のとおり定められています。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

上記の例外規定に該当する場合でも、生活環境保全上の支障が生じている（苦情がある）場合などは、例外扱いできないこともありますので、ご注意願います。また、例外に該当する野焼きを行うときは、周囲の安全を十分に確認し、人がいる場合は声掛けを行う等により、安全確保に努めてください。

不法投棄・野焼きを見かけたら『不法投棄 110 番』へ通報を！！

フリーダイヤル いちもみんなでもらなく みはれ
『不法投棄 110 番』TEL: 0120-536-380

受付時間：平日 8時30分～17時15分（受付時間外は、最寄りの警察署へ）

【問い合わせ先】

筑西市役所市民環境部環境課	筑西市丙360	0296-24-2130
筑西警察署	筑西市直井938	0296-24-0110
県西県民センター環境・保安課	筑西市二木成615（筑西合同庁舎2階）	0296-24-9127